令 和 元 年 度 分 監査結果に基づき町長等が講じた措置

令和3年12月

奥多摩町代表監査委員 佐久間 勝

奥多摩町議会選出監査委員 木 村 圭 (令和3年11月まで)

令和元年度実施分「監査結果と措置状況等の一覧」

令和3年9月末現在

1.例月出納検査

件 名 金 額 所 管 監査実施日	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	評 価 (○・△・×) 理 由
廃棄物最終処分場浸出水処理施設放流水等分析業務委託、番号878(簡易給水施設等水質検査業務委託)等、他の水質検査委託との一括委託の可能性について57,024円環境整備課令和元年7月26日	水質が安定して基準値を下回っていることから、分析業務は不要ではないのか。 また、必要であるなら、契約金額の低減をめざし、複数案件の水質検査について、一括で見積りをとることを検討されたい。	監査の意見を踏まえ、廃棄物最終処分場については、令和2年6月24日付で東京都に対し「最終処分場の廃止確認申請書」を提出し、その後、現地確認が行われ、令和2年8月28日付で「廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書」を受理したことから8月31日付で廃止届書を提出した。よって、本業務委託契約について実施することは不要となった。	0
奥多摩町WiーFi回線等保守 業務委託の業務内容 152,604 円 観光産業課 令和元年 9 月 25 日	件名と業務委託内容が異なっているため次年 度の契約を取り交わす際、件名の改善を求め る。	奥多摩町Wi-Fi回線等保守業務委託仕様書には、監視による異常検知又は町からの故障連絡に基づくオンサイト保守、故障対応、月次レポートとしてアクセス数の報告など、運用等に関する業務があるため、監査委員の指摘を踏まえ、令和3年度から件名を「奥多摩町Wi-Fi運用等業務委託」とした。	0

件 名 金 額 所 管 監查実施日	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	評 価 (○•△•×) 理 由
各種団体に対する町補助金及 び交付金に関する事務につい て	町の税金で活動補助を受けている団体に対して、補助金の必要性や事業効果が上がっているかを認識させるために活動内容の成果を報告させるべきではないか。 また、補助審査委員会における審査において	町から各種団体へ交付する補助金は、すべて奥多摩町補助金交付規則に基づき交付され、補助金の公平な審査及び運営を行うため、町長、副町長及び教育長を委員とした補助審査委員会を設置している。 補助審査は、補助金の交付を受けた場合は、事業完了後実績報告書を提出し、補助審査委員会で前年度の実績報告と、当該年度の交付申請を合わせて	Δ
企画財政課 令和元年 10 月 29 日	は、適正な補助金を支給するため、事前に担当 課が実際に予算を執行する各団体について予 算交付申請や決算実績報告の内容が町の基準 を満たしているか等について確認し、必要に応 じ補助申請団体に対し改善を指導してその結果 を記録するなど、より積極的に関与していくべき である	審査している。 補助審査委員会の審査は、補助金交付における基本的考え方、補助の必要性、補助率が事業における町と民間団体との役割分担に照らして適切か、事業効果が上がっているかの観点から、事業の経費総額に占める補助申請額の割合が大きすぎることはないか、歳入決算額に占める繰越金の割合、歳入決算額に占める会費等(会員負担分)の割合などを文書化した資料に基づき確認し、決定している。 なお、各担当課においては、補助金ごとに規則に準じた要綱、要領等を整備して基準を定め、内容を確認している。 また、資料の性格により公表はしていないが、情報公開請求があった際には、個人情報保護等を配慮した上で対応を図るものとしている。	町HP等を活用し、年 1回程度、補助金の交付先、交付額、活動実 績等の公表について 検討すべきである。
水力発電を使用した川乗谷環境型トイレに関する経過報告 	次回、報告書の提出を求める。	監査委員から助言をいただいたが、取組みが進まなかったことは、今後、改善する必要があると認識している。監査委員からの総括意見の指摘事項は当課だけの問題とせず、組織全体でこの問題を共有し、町で整備した施設や施策について、目的通りに活用されているか、改善点は無いか毎年度チェックし、有効性、費用対効果等を十分検証し取組んで行く。 ※令和3年4月26日の例月出納検査の際同環境トイレは、撤去を行い、西久保への移設が完了した。	△ 残された水力発電設備の活用等について引き続き検討すべきである。

2.決算審査

件 名 金 額 所 管 監査実施日	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	評 価 (○・△・×) 理 由
平成 30 年度決算審査(総括意見)保有資産の有効活用と関係者との連携について 企画財政課 観光産業課教育課 企画財政課・観光産業課令和元年8月7日教育課 令和元年8月5日	①利用できない環境トイレの及ぼす町イメージの悪影響への対策を大至急検討すること。 ②学校教育における情報化の推進等を目的としたタブレットの役場と町民とのコミュニケーションツールとしての利用の検討。 ③観光印刷物へのQRコード活用やPR動画作成等でPR効果を高める検討。 ④町民利用施設の空き時間を利用した町民の憩いの場の提供の検討など町保有資産をハード・ソフト両方について、関係者と連携等を図りつつ最大限、有効活用する必要があり、なおー層創意工夫等努めていただきたい。	① 使用できない環境トイレ(川乗登山口小水力発電公衆トイレ)について助言・指導をいただいたが、取り組みが進まなかったことを反省するとともに、当課だけの問題とせず、組織全体でこの問題を共有する。今後、計画段階から事業の必要性、有効性、費用対効果等を十分検証し、失敗を恐れず取り組んで行く。 ※令和3年4月26日の例月出納検査の際同環境トイレは、撤去を行い、西久保への移設が完了した。	△ ①以外については未 対応
平成30年度決算審査(総括意見)働き方改革について総務課 令和元年8月7日	ワークライフバランスの実現など、働き方改革への取り組みは現代社会の重要課題であるが、 町職員の労働状況は、超過勤務は平均月 15 時間、有給休暇取得は平均年9.5 日であったことから働き方改革の取り組みを尋ねたところ、少人数で増加傾向にある業務をこなさなければならず改善は困難との回答であったが、状況を放置して良いはずはなく、必要性の少なくなった業務の廃止などスクラップアンドビルドやペーパーレスの徹底など、改善に向け積極的に取り組んでいただきたい。	庁内のペーパレス化については議会資料の電子化等により改善には取り組んでいるが、コロナ禍でワクチン接種などの対応、災害復旧対応などで事務量が増加しているところである。 機構組織については、行政改革に基づき、職場(各課)及び職員の在職年数や適材適所などを考慮し、人事異動や組織構成を行っている。 また、令和2年4月からは、超過勤務命令の上限設定及び監査の指摘を踏まえ、理事者、管理職で構成する課長会議において、超過勤務の状況確認や有給休暇の計画的な取得について情報共有を行い、各課職員への指導を依頼し、職員の健康管理等に、これまで以上に取り組んでいる。 令和2年度の超過勤務は、対前年度比較で3時間減の平均12時間、有給休暇は、対前年度比較で0.9日増の平均10日の実績となったことから、改善が見られた。	●き方改革については、引き続き取り組んでいただきたい。